



分類	回 覧			指示事項
4 / 23	校長	教頭	教員	
				

23四教学第 99号
平成23年5月23日

四万十町立小中学校長 様

四万十町教育長
〈公印省略〉

日本スポーツマスターズ 2012 高知大会の開催に伴う業務等に
従事又は参加する教職員のサービスの取り扱いについて（通知）

平成 24 年 10 月、本県において日本スポーツマスターズ 2012 高知大会が開催
されることになっています。

この大会の開催に伴う業務等に貴所属教職員が従事又は参加する場合のサービス
については、別添の県立学校長あて高知県教育長通知に準じた取り扱いといた
しますので通知します。



23 高教政第 239 号

平成 23 年 5 月 9 日

各県立学校長 様

高 知 県 教 育 長

日本スポーツマスターズ 2012 高知大会の開催に伴う業務等に
従事又は参加する教職員のサービスの取扱いについて（通知）

平成 24 年 10 月、本県において日本スポーツマスターズ 2012 高知大会（以下「マスターズ高知大会」という。）が開催されることになっています。

高知県が主催団体の一つとして中心的な役割を担い、その開催準備に向けて取り組みを進めているところであり、県教育委員会としても、この大会の成功に向けて積極的に支援していく必要があると考えています。

については、マスターズ高知大会の開催に伴う業務等に県立学校の教職員が従事又は参加する場合のサービスについては、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

日本スポーツマスターズ 2012 高知大会の開催に伴う業務等に
従事又は参加する教職員のサービスの取扱いについて

平成 24 年 10 月に本県で開催される日本スポーツマスターズ 2012 高知大会（以下「マスターズ高知大会」という。）の業務等に教職員が従事又は参加する場合のサービスについては、次のとおりとする。

1 サービス上の取扱い基準

マスターズ高知大会の開催に伴う業務等に従事又は参加する教職員のサービスについては、別表のとおり取り扱うものとする。

なお、公務又は職務専念義務免除として取り扱う場合は、業務等に従事又は参加する教職員の所属する学校の校長に対し、当該業務を主催するマスターズ高知大会実行委員会会長又は各競技団体会長（以下「実行委員会会長等」という。）から、業務等の日程、場所、目的及び内容等を明示して、当該業務等への教職員の従事等の協力依頼があった場合に限るものとする。

このサービスの取扱いに関して疑義がある場合は、教育政策課に協議すること。

2 事務手続

（1）教職員の事務手続

教職員は、実行委員会会長等からマスターズ高知大会に関係する組織の委員等に委嘱された場合又は日時を指定してマスターズ高知大会に係る業務に関する会合等への出席等の協力依頼を受けた場合には、速やかに委嘱状等を校長に提出するものとする。

（2）学校長の事務手続

ア マスターズ高知大会の業務等に従事する場合

校長は、委嘱状等又はマスターズ高知大会実行委員会会長からの校長に対する協力依頼文書の内容を確認のうえ、別表の基準に照らして公務として取り扱うかどうかを判断し、本来の業務に支障がないと認められる場合は、委嘱又は協力依頼された業務への従事を命ずるものとする。

当該業務への従事を命ずるもののうち、旅行を伴う場合については、旅費別途支給による旅行命令を行うものとする（マスターズ高知大会実行委員会又は各競技団体から教職員に直接旅費が支給される。）。

イ マスターズ高知大会に参加する場合

校長は、委嘱状等又は各競技団体会長からの校長に対する協力依頼文書の内容を確認のうえ、別表の基準に照らして職務専念義務免除として取り扱うかどうかを判断し、本来の業務に支障がないと認められる場合には、職務専念義務免除に係る所定の手続きを行うものとする。

3 適用期間

この通知による取扱いは、平成 23 年 5 月 9 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間適用する。

ただし、職務専念義務免除の取扱いは、マスターズ高知大会の終了までとする。

「マスタースズ高知大会」の開催に伴う業務等に従事又は参加する教職員の服務の取扱い

区 分	内 容	業務等の具体例	服務上の取扱い
実行委員会の業務に従事する場合	マスタースズ高知大会実行委員会会長から委嘱又は要請を受けて、以下の業務に従事する場合 ① 実行委員会の構成員としての業務 ② 実行委員会が実施する事業に関する業務 ③ 大会の大会役員、競技会役員、競技役員としての業務	・ 高知県実行委員会総会、企画運営委員会への出席 ・ 公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体との連絡調整 ・ マスタースズ石川大会の視察 ・ マスタースズ高知大会の大会役員、競技会役員、競技役員として大会準備・大会運営・競技運営に従事 - 大会役員（マスタースズ高知大会役員） - 競技会役員（各競技会の副会長、顧問等） - 競技役員（直接競技の運営を行う者及び審判員）	公務
マスタースズ高知大会に選手等として参加する場合	監督、コーチ、マネージャー、選手として参加する場合	・ マスタースズ高知大会への参加	職 免 (規則第2条第14号)